

なよろ市立天文台著作物使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、なよろ市立天文台著作物（以下「天文台著作物」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、天文台著作物とはなよろ市立天文台（以下「天文台」という。）に所属する職員が取得した画像や成果物等をいう。

(天文台著作物に関する権利)

第3条 天文台著作物に関する権利を、天文台は有する。

(使用目的)

第4条 天文台著作物は、天文台の活性化及び広報宣伝 PR 等に役立てるため、次の各号に掲げる場合を除き、等しく市民の利用に供するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する目的に供されるおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想及び宗教活動に利用され、又は利用されるおそれがあるとき。
- (3) 天文台を象徴するものとして存在価値が低下する場合と認められるとき。
- (4) 特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) その他台長が適当でないと認めるとき。

(申請)

第5条 天文台著作物を営業行為として使用する者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を台長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、市の機関が市の事務又は事業において使用する場合は、この限りではない。

- (1) なよろ市立天文台著作物使用許可申請書（別記様式第1号）
- (2) 事業等の内容を記載した書類
- (3) その他台長が必要と認めた書類

(使用の許可)

第6条 台長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、使用の許可を認めたときは、なよろ市立天文台著作物使用許可（変更）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 台長は、前項の規定による審査の結果、使用を許可しないときは、申請者になよろ市立天文台著作物使用不許可通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(届出)

第7条 第5条に規定する以外の天文台著作物を使用する者は、なよろ市立天文台著作物使用届出書(別記様式第4号)を台長に提出しなければならない。

2 前項の届出書の提出は、著作物利用連絡フォームからの利用連絡に代えることができる。

(使用料)

第8条 天文台著作物の使用料は、無料とする。

(使用期間)

第9条 天文台著作物を使用できる期間は、使用許可の日から5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(遵守事項)

第10条 天文台著作物を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可された用途及び届出した用途のみに使用し、台長の指示する条件に従うこと。

(2) 許可を受けた者及び届出をした者は、これを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 市又は天文台のイメージを損なう使用はしないこと。

(4) 第6条において許可を受けた者は、当該使用に係る物品等の完成品を速やかに台長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(使用許可の取消し)

第11条 台長は、申請者が虚偽その他不正の方法により使用許可を受けたとき、又は第4条各号に掲げる事項に該当したときは、使用許可を取り消すものとする。

2 台長は、前項の規定により使用許可を取り消したときは、なよろ市立天文台著作物使用許可取消通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により使用許可を取り消された者は、当該使用許可により製作された物品などを使用又は販売してはならない。

4 市は、使用許可を取り消したことにより申請者が生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(許可内容の変更)

第12条 申請者は、使用許可の決定の内容に関し、その計画を変更しようとするときは、なよろ市立天文台著作物使用内容変更許可申請書(別記様式第6号)を台長に提出しなければならない。

2 台長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、なよろ市

立天文台著作物使用許可（変更）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（無断使用への対応）

第13条 第6条の許可を受けないで、又は第9条の使用期間に該当しないときに、天文台著作物の使用が判明した場合は、市は無断で使用した者に対して、使用物品の回収を求めるなど厳正な措置をとるものとする。

（使用に起因する問題）

第14条 天文台著作物の使用に起因する問題が生じた場合には、申請者が速やかに対処するものとし、市は一切の責任を負わない。

（委任）

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、台長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。